

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：津房地区まちづくり協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

丸田地区棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

- ・耕作放棄地の防止

令和１１年度までに丸田地区棚田における耕作放棄地の拡大防止として現在耕作中の超急傾斜地面積の増大を図る。（超急傾斜地の耕作面積 20a⇒120a）

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

令和１１年度までに丸田地区の棚田米の販売量を増加させ、直売所など棚田米の販路を拡大する。（販売量 0kg⇒3,600kg）

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興

令和１１年度までに丸田地区棚田における新たなイベントと棚田保全活動のPRを行い、交流人口の増加を図る。

（年間イベント数0回⇒4回、イベント1回当たりの来訪者0人⇒30人）

3 計画期間

認定の月～令和12年3月31日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（１）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添２の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄地の防止・削減津房地区まちづくり協議会の事業の一環としてふるさと交付金等を活用しながら、丸田地区棚田の維持管理や復田作業を行う。

津房地区まちづくり協議会の構成員を活用しながら、棚田で水稻作付けを行い、担い手の確保を促進することで耕作放棄地の防止活動を行う。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

棚田米のラベルをデザインし、棚田米のブランド化を図るとともに、新たにインターネット販売や直売所等で販売するなど販路を拡大する。

・良好な景観の形成

丸田地区棚田の景観を阻害している森林等の伐採を図り、国道５００号から一望できるように良好な景観を確保する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田を観光資源とした地域振興

棚田米の田植と稲刈りを体験できる農業体験と津房地区を巡るフットパスをあわせた新イベントを年間２回、丸田棚田を経由するフットパスを年間２回、合計年４回開催して、交流人口の増加を図る。

棚田の付近に看板等を設置して観光客の受入体制を整備する。

観光施設としての棚田地域を SNS の発信やチラシ等を作成し周知させていく。

(２) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に津房地区まちづくり協議会とする。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

別添５ 津房地区まちづくり協議会規約の別紙のとおり

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項